

# 一部自己負担金について

一つの医療機関あたり、入院・通院とも  
1日につき各500円（月2日限度）の  
ご負担をお願いすることになります。

ただし、

- 1ヶ月あたり最大2日（＝1,000円）を限度とします。
  - ① 医療機関が異なる場合は、それぞれの医療機関で限度までご負担いただく必要があります。
  - ② 同じ医療機関でも「入院」と「通院」はそれぞれ別に最大2日分までご負担いただく必要があります。  
また、同じ医療機関で「歯科」と「それ以外の診療科」にかかった場合も、同様です。
  - ③ 3日目以降は、ご負担いただく必要はありません。
- 1回の負担額が500円に満たない場合はその額だけをご負担いただき、差額は徴収いたしません。
- 院外処方箋の交付により薬局を利用した場合は、薬局でのご負担額はありません。

（ご負担いただくパターン：ある月の一つの医療機関でのお支払例）

	1日目	2日目	3日目	4日目
一部負担金相当額	750円	300円	650円	200円
実際のご負担額	500円	300円		

・月が変わるごとに、最大2日分のご負担が発生します。  
 ・通院されている医療機関ごとに、上のようなご負担となります。  
 （例えば、異なる2ヶ所の医療機関に通院された場合は、  
 最大1,000円×2＝2,000円のご負担となります。）



健康福祉部国民健康保険課

平成16年9月発行

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06(6941)035

FAX06(6944)6684

この印刷物は19万部作成し、一部あたりの単価は6円です。